

長崎県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報の公表等について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った知事とする。

ただし、市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。）から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業者が提供する指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市町村を管轄する知事とする。

(基準日)

第3条 本要綱の基準日は、令和7年4月1日とする。

(実施期間)

第4条 本要綱の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(報告の対象となる事業者)

第5条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第6条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、

指定 生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

（報告の方法）

第7条 事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「公表システム」という。）」を通じて知事に報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、知事に対し文書等により報告するものとする。

（報告の開始日）

第8条 事業者が知事へ障害福祉サービス等情報を報告する開始日は、次のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告を求める年度（以下、「報告年度」とする。）の5月初日

(2) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

指定障害福祉サービス事業所等の指定を受けた日

（報告の期限）

第9条 事業所が知事へ障害福祉サービス等情報を報告する期限は、次のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告年度の7月末日

(2) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

指定障害福祉サービス事業所等の指定を受けた日から1か月以内

（公表の時期）

第10条 障害福祉サービス等情報の公表の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者報告後2か月以内
- (2) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者報告後1か月以内

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第11条 事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更がある場合、公表システムにより知事に報告を行うこととする。その他の情報については、年1回の定期的な公表システムによる報告で足りることとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第12条 事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

(情報の調査)

第13条

1 調査の目的

障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査は、利用者保護等の観点から、知事が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

2 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査は、次の場合に行う。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・ 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

3 調査の実施方法

基本的事項

① 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

② 調査の内容

調査は、第2の基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

③ 調査の方法

調査は、原則、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査に

より行う。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

具体的事項

① 面接調査の方法

ア 面接調査の方法調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

イ 基本情報の調査方法に係る共通的事項調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

ウ 運営情報の調査方法に係る共通的事項

(ア) 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

(イ) 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

(ウ) 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

(エ) 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

(オ) 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

(カ) 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

② 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(情報の公表)

第14条

(1) 知事は、本要綱に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類、事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表方法は、原則としてインターネットによる公表とする。

(3) 事業者は、公表する指定障害福祉サービス等情報について、事業所の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。